

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和7年 3月31日

事業所名 りとりーふ

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6			
	2 職員の配置数は適切である	6		・基準よりも多い。よりきめ細やかな支援がしやすい配置。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がい者の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	6		・トイレ、水道、椅子、机が子どもに合わせたサイズになっている。活動に集中できるよう、おもちゃ、本など、全て棚に収納している（扉付きで中身が見えないように（気にならないように）になっている。 ・おもちゃなどは見えないように片づけられる作りになっている。 ・スケジュールは写真や文字など子どもに合わせて提示している。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		・トイレ、水道、椅子、机が子どものサイズになっている。活動に集中できるよう、おもちゃ、本など、全て棚に収納している（扉付きで中身が見えないように（気にならないように）になっている。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	6			
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6			
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6			
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		6	・実施していない。	
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		・外部研修への参加を推奨している。 ・園内研修の他、スタッフが参加した外部研修内容は全スタッフに共有している。	
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	6			
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6			
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6		・日々の記録、計画書の項目毎に記入している。日々、全スタッフが計画書の内容を確認して支援を実施しやすい環境にあるし、実際に計画書をもとに支援している。 ・日々の振り返りで支援計画書に沿って振り返りをしている。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	6			
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6			
16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	6				

	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	6		・毎日行っている。その日休みのスタッフへの共有も翌出勤日に共有している。 ・毎日必ずしている。		
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	6		・毎日行っている。その日休みのスタッフへの共有も翌出勤日に共有している。		
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6		・毎日行っている。		
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6				
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6				
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	6				
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている					
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている					
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6				
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		6			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		6		・見学、情報共有など、密に行っている。 ・相模原子どもの福祉連絡協議会に加盟し、他事業所との連携を取り、研修や勉強会を実施している。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	6			・連携園での行事に参加したり、室内遊具に遊びに行っている。 ・近隣の公園に散歩に行き、散歩先で触れ合う機会がある。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6			・代表者が定期的に参加している	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6			・毎回、その日の活動の様子や支援の内容を伝える場面がある。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	6			・親子クラスがあり、スタッフの子どもへの関わりを見てもらったり、家庭と園との情報交換、子どもへの関わり方のアドバイスをしている。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6				
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のわらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6				

保護者への説明責任等	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に面談に誘っている。 ・相談内容や返答内容は職員で共有し、統一したかわりをしてしている。 	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	6		<ul style="list-style-type: none"> ・直接話を聞く場は持っていないが、卒園生に就学についてのアンケートを依頼し、その情報を在園児にプリントで配布している。 	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6		<ul style="list-style-type: none"> ・園内の相談窓口を管理者に統一し、契約時に案内をしている。 ・外部の相談先を設定し、契約時に案内している。 	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSで発信、手紙でのお知らせも行っている。 	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	6			
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6			
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への行事は未実施。見学はいつでも可能としている。 ・リーフキッズ保育園と連携している。 	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6		<ul style="list-style-type: none"> ・訓練、研修を定期的に行っている。 	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6		<ul style="list-style-type: none"> ・訓練、研修を定期的に行っている。 	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	6			
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6			
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6			
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		<ul style="list-style-type: none"> ・セルフチェック、研修を定期的に行っている。 	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6			